

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
ふれあい移動サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市民の参加と協力を得て、既存の交通手段で移動が困難な高齢者及び障害者等に対し、移動サービス（以下「サービス」という。）を行うことにより、社会参加の促進を図るとともに、市民の連帯と相互扶助を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(会員)

第3条 この事業は、会員制で行うこととし、会員の構成は利用会員及び協力会員とする。

(会員の資格)

第4条 会員とは、次の各号のとおりとする。

(1) 利用会員は、東金市内に住所を有し、以下に掲げる者及びその付添人とする。

①介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

③その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

(2) 協力会員は、心身共に健康で社会福祉及びこの事業に理解と熱意があり、ボランティア精神を持って協力する者とする。

①協力会員は、普通第2種免許を有する者とする。ただし、普通第2種免許を有しないときは、過去3年間重大な過失事故及び違反をしていない者とする。

(付添人)

第5条 介助を必要とする者が利用するときは、付添人が同乗するものとし、付添人は、原則として家族及び親族等とする。

(会費)

第6条 会員は、会費を納入する。

2 会費は年額とし、次の区分とする。

(1) 利用会員 2400円

(2) 協力会員 1200円

3 年度途中入会者の会費は、会員登録決定月から月割とする。なお、納入した会費は、年度途中で会員の資格を喪失したときも返還しない。

(登録)

第7条 会員になろうとする者は、第4条の資格を有する者で次の各号に掲げる入会申込書を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、利用会員になろうとする者については、親族及び介護者が代わって提出することができる。

(1) ふれあい移動サービス事業利用会員入会申込書（第1号様式）

(2) ふれあい移動サービス事業協力会員入会申込書(第2号様式)

2 会長は、会員に会員証を交付しなければならない。(第3号様式・第4号様式)

3 会長は、ふれあい移動サービス事業会員台帳(第5号様式)を作成しなければならない。

4 登録の期間は、年度単位とし、当初利用年度においては、登録決定期日から当該年度末までとする。また次年度以降は、会費の納入をもって登録の更新とする。

(変更の届出)

第8条 会員は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに会長に届出なければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、資格を喪失するものとする。

(1) 退会の申し出があったとき

(2) 市外へ転出したとき

(3) 死亡したとき

(4) 不正の手段で入会したことが明らかになったとき

(5) 第4条第1号の資格を失ったとき

(6) その他、会長が不適当と認めたとき

2 会員は、その資格を喪失したときは、直ちに会員証を会長に返還しなければならない。

(サービスの目的)

第10条 このサービスは、発着地のいずれかが東金市内とし、次の各号のいずれかに該当するときに、利用することができる。

(1) 医療機関を利用するとき(ただし、要介護者は除く)

(2) 公的機関を利用するとき

(3) 社会福祉施設への入退所又はイベント参加

(4) 社会参加や買物等をするとき

(5) その他、会長が特に必要と認めたとき

(サービスの提供時間・休業日)

第11条 このサービスは、原則として年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く、午前9時から午後5時までとする。

2 サービス提供時間は、1時間を最低単位とし、以降30分単位とする。

3 ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(サービスの申し込み)

第12条 このサービスを利用しようとする利用会員は、原則として利用日の7日前までに、ふれあい移動サービス利用申込書(第6号様式)により会長に申し込むものとする。

また、電話等の方法による申し込みも受け付けるものとする。

(サービスの決定)

第13条 会長は、前条に規定する利用申し込みを受け付けたときは、申し込み順に事情等を聴取し協力会員との調整を図った上で、サービスの可否を決定し、ふれあい移動サービス決定(却下)通知書(第7号様式)により、申込者へ通知するものとする。

(サービスの制限)

第14条 このサービスの利用回数は、原則として制限しない。ただし、他の利用会員に影響があると認められるときは、その利用会員の利用回数を制限することができる。

(サービスの中止)

第15条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、サービスの提供を中止することができる。

- (1) 車両の故障等により運行することができなくなったとき
- (2) 災害等により、安全な運行ができなくなったとき
- (3) 天候の急変、目的地等に事件その他の事態が発生し、安全な運行を保つことができなくなったとき
- (4) 医師から乗車を止められているとき
- (5) 協力会員の止むを得ない事情により運行ができなくなり、代替協力会員が確保できないとき

(費用)

第16条 サービスの提供を受けた利用会員は、1時間あたり500円の費用を負担しなければならない。

- 2 運行経費は、走行距離1kmあたり50円(1km未満は切り捨て)とする。
- 3 費用の負担は、サービス券(第8号様式)の購入により行うものとする。ただし、不要となったサービス券は払い戻しすることができる。
- 4 サービス券は、サービスを受ける前に購入し、サービスを受けたときは協力会員に渡すものとする。
- 5 有料道路料金等、必要経費が生じたときは、利用者が負担するものとする。

(サービスの報告)

第17条 サービスを提供した協力会員は、当日の運転日誌(第9号様式)を作成し会長に報告する。

- 2 協力会員は、活動報告を月ごとにまとめ、活動報告書(第10号様式)にサービス券を添えて翌月10日までに会長に報告しなければならない。

(協力会員の配分金)

第18条 会長は、サービスを提供した協力会員に対し、1時間あたり450円の配分金を支払うものとする。

- 2 配分金は、サービスを提供した翌月21日に本会の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(サービス時間等の算定方法)

第19条 サービス時間の算定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協力会員が利用会員の指定した場所に到着した時から目的地又は利用者宅に戻るまでの時間を通算するものとする。
- (2) サービスの提供時間が1時間を超えたときは、以降30分単位で算定するものとする。ただし、30分未満は30分として算定するものとする。
- (3) 運行経費は、利用会員が実際に乗車し走行した距離を通算するものとする。

(会員の義務)

第20条 会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) サービスを提供するに当たって知り得た会員又は家庭の状況を他に話してはならない。会員資格を喪失した後も同様とする。
- (2) サービスの提供中に会員に異常を認めたときは、その状況に応じた適切な処置を講ずるとともに、その状況を速やかに本会、その他関係機関に連絡しなければならない。
- (3) サービスを提供するときは、常に会員証を携帯し、会員その他から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (4) 物品の斡旋・販売・受取、金銭の貸借をしてはならない。
- (5) 宗教及び政治活動をしてはならない。

(車両の限定)

第21条 このサービスに使用する車両は、本会が所有する福祉車両とする。

(車両の維持管理)

第22条 会長は、このサービスに使用する車両の車検及び法定点検を行い車両の維持管理をし、自動車任意保険に加入する。

2 協力会員は、安全な運行をするための運行前と運行後の車両点検を励行する。

3 協力会員は、運行中の車両にトラブルが発生したときは、車両を安全な場所に停車し点検するとともに、速やかに本会に連絡する。

(事故等の責任)

第23条 この事業の実施にあたり、発生した傷害及び損害等（以下「事故等」という。）の責任は、本会に帰属する。

2 利用会員及び協力会員は、事故等が発生したときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条に規定する措置を講ずるとともに、直ちに事故報告書（第11号様式）により、会長に報告しなければならない。

3 会長は、発生した事故等が、利用会員及び協力会員の故意又は重大な過失によるものと確認したときは、本会への損害等を会員へ賠償させることができる。

(傷害賠償責任保険への加入)

第24条 会長は、会長を保険金受取人とする傷害賠償責任保険に加入する。

(研修)

第25条 会長は、協力会員の活動が円滑に進められるように交通安全等の研修を実施し、協力会員の資質向上と相互の連携に努める。

(関係機関との連携)

第26条 会長は、事業の円滑な運営を図るため、関係行政機関等及び関係団体と十分連携を図るものとする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。